

2022年4月吉日

受益者のみなさまへ

アセットマネジメントOne株式会社

「One円建て債券ファンドⅡ2022-03」の信託報酬決定について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「One円建て債券ファンドⅡ2022-03（愛称：円結びⅡ 2022-03）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、4月18日にポートフォリオの構築が完了いたしました。それに伴い、当ファンドの信託報酬を、約款の定めに従い、下記の通り決定いたしましたのでご案内申し上げます。

引き続き弊社および弊社ファンドへのご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

謹白

記

1. 信託報酬

ポートフォリオ構築完了日時点における、組入債券の平均最終利回り（年率）が1.06%となったことから、下記の信託報酬を適用いたします。

| 信託報酬 税込（税抜） | 信託報酬の配分（税抜）（年率） | | |
|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 年率0.473%（0.43%） | 0.20% | 0.20% | 0.03% |

※当ファンドの信託報酬に関する詳細は目論見書または別添をご確認ください。

2. 適用日

2022年4月21日（木）

以上

(ご参考) 運用管理費用 (信託報酬) について (交付目論見書 10 ページ)

■ ファンドの費用

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | |
|--|---|---|-------------------------------|-------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.341%~年率0.539%(税抜0.31%~税抜0.49%)</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 信託報酬率は、ポートフォリオ構築完了日時点*1)における、組入債券の平均最終利回り(年率)*2)の水準に応じた次に掲げる率とし、委託会社のホームページで公表します。</p> <p>*1 投資対象債券の組入比率が信託財産の純資産総額の95%以上となり、委託会社がポートフォリオの構築が完了したと判断した時点</p> <p>*2 平均最終利回りとは、各組入債券の最終利回りを各購入金額で加重平均した値であり、最終利回りとは、債券を購入し満期償還または繰上償還まで保有した場合*3)に得られる収益の債券購入金額に対する割合です。</p> <p>*3 繰上償還条項付債券(あらかじめ複数の時点で繰上償還できる条件が設定されている債券)の場合は、初回の繰上償還可能日を償還日とみなして算出します。</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> | | | |
| | 平均最終利回り(年率) | 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率) | | |
| | 信託報酬 税込(税抜) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| | (1)1.1%以上の場合 年率0.539%(0.49%) | 0.23% | 0.23% | 0.03% |
| | (2)0.9%以上1.1%未満の場合 年率0.473%(0.43%) | 0.20% | 0.20% | 0.03% |
| | (3)0.8%以上0.9%未満の場合 年率0.407%(0.37%) | 0.17% | 0.17% | 0.03% |
| (4)0.8%未満の場合 年率0.341%(0.31%) | 0.14% | 0.14% | 0.03% | |
| 主な役務 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 | |
| <p>※設定日以降、ポートフォリオ構築完了日から起算して3営業日目までの信託報酬率は、「(4)0.8%未満の場合」の料率(年率0.341%(税抜0.31%))が適用されます。 なお、ポートフォリオ構築完了日に決定された信託報酬率は、信託期間を通じて変動することはありません。</p> <p>※上記の平均最終利回り(年率)は、信託報酬率を確定するために計算される、ポートフォリオ構築完了時点で組入れている債券の特性による数値基準であり、信託期間を通じた運用成果を示唆、あるいは信託財産の運用成果を保証するものではありません。</p> | | | | |